

## 「市民参加条例」と「協働のまちづくり条例」の違い

市民参加条例	協働のまちづくり条例
<p>市民参加条例は、市政の課題の発見、政策の立案、実施、評価等にかかる意思決定過程での早い段階から市民参加の機会を設けるため、本市における重要な政策、施策および計画などの策定・実施・評価に当たっては、市民参加を実施していくこととして、その具体的な手続きを盛り込むものです。</p> <p>市政運営にあたって市民の方々が、市政に参加できる取組みを制度化したものといえます。</p>	<p>協働のまちづくり条例は、まちづくり協議会等の位置づけや役割のほか、市と市民の協働を進めるために、必要となる市民公益活動の推進事項や市の支援を盛り込むものです。</p> <p>また、地域活動の根幹となる組織である町内会の衰退を防ぐため、地域コミュニティの活性化を推進するための措置なども盛り込みます。</p>
<p><b>条例に盛り込む主な項目例</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市民参加の対象、方法および実施</li><li>・公聴会、審議会、パブリック・コメント等の手続き</li></ul>	<p><b>条例に盛り込む主な項目例</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・まちづくり協議会の位置づけ、役割</li><li>・市民公益活動の推進</li><li>・地域コミュニティの活性化（町内会の加入促進、設立）</li><li>・市の支援</li></ul>